

東 亞 經 濟 論 叢

第 一 卷 第 一 號

昭 和 十 六 年 二 月

創 刊 號

宋金貿易に於ける茶錢及び絹について……………	文學博士 加藤 繁
中國金融の特殊性……………	經濟學博士 小島昌太郎
支那農村の包稅制度に就いて……………	經濟學博士 八木芳之助
現代支那社會論……………	文學士 小竹 文夫
支那に於ける米の流通機構と其の流通費用……………	經濟學士 天野元之助
墨家の經濟思想……………	經濟學士 穗積 文雄
領用制の進展……………	經濟學士 德 永清行
東亞食糧問題と食糧慣習……………	經濟學士 大上 末廣
買辦制度……………	經濟學士 鈴木 繪一郎
支那に於ける教會の社會性……………	經濟學士 澤 崎 堅造
支那紡績業に於ける勞働請負制度……………	經濟學士 岡 部 利 良
中國に於ける聯合準備制度について……………	經濟學士 熊 本 吉 郎
佛領印度支那の財政……………	經濟學士 島 本 融
東亞廣域經濟の貿易政策……………	經濟學博士 谷 口 吉 彦

(禁 轉 載)

書 肆 有 斐 閣 發 賣

現代支那社會論

小竹文夫

緒言——一、封建的社會説への抗議 二、封建社會の特徴

本論——一、地方割據的政治 二、封土制 三、身分階級

四、領地經濟 五、制限的自由 六、封建的風尚

結言——支那歴史の時代區分と現代社會の性質

緒言

一 支那封建的社會説への抗議

現代支那社會の性質乃至經濟發達階段上に於ける現代支那の地位に關しては從來から種々なる意見の並立があり、今日と雖も尙ほ定説を得ない有様であるが、之等の諸説を要約すれば大體に封建的社會説及び特殊社會説の二つとなるやうである。此の外、資本主義社會説もあるが、國民の八割が農民であり、近代的機械の少ない現代支那の實狀からは到底承認し難いのであつて、實は最初から餘り有力な意見ではなかつた。特殊社會説は更にア

ジブ的生産様式社會説、官僚的前資本主義社會説等の諸説に分れるのであるが、之等に對して今日最も有力なるは封建的社會説であつて、支那を論ずる程の者が意識的に無意識的に多く好んで「封建的」の語を口にする如く恰も一種定説となれるかの觀を呈してゐるのである。そこで支那論は自ら此の封建的社會説の吟味が論點の中心とならざるを得ないのである。

然るに封建的社會論者の言ふ「封建的」なる意義に關しては未だ明確に之を指示したものなく、西洋の Feudal System, Lehnswesen 日本の武家時代制度等に共通した概念とも考へられるが、後に述ぶる如く之とも異つて居り、その果して政治的現象なのか經濟的現象なのか將又、社會的現象なのか頗る廣義漠然、意義の曖昧を免れぬのである。尤も文化は相互關聯性を有ち、強いて斯の如く區別し得るものでなく、又區別し得るとしても一聯の系列として考ふべきものとするも、少くとも「封建的」なる語句を用ふる以上、封建の原義に即して考へられべきものでなければならぬことは言ふまでもないであらう。

抑々「封建」なる語句は言ふまでもなく支那で出來た言葉であつて「封」字は土を小高く盛上げ、その上に樹木を植えた形が原義とされてゐる。支那では昔から天界を支配する神、天——帝ともいふ——に對して地殻を支配する神があり、之を地——后土ともいふ——と稱したが、地は地殻全體を支配する神であつて、此の外地殻の各部分部分を司る神があつた。これが所謂方であつて、恰も天の外に天界の各部を司る諸神があつたと似てゐた。此の方——これを後に社とも土地神ともいふ——を祭る爲にその土地の一定の神聖なりとされる場所を選んで土を盛り特殊の神聖なりとされる樹木——殷では松、周では柏——を植える一種の宗教的儀式が「封」であつ

たのである。祭祀權と支配權とが同一であつた古代に於ては此の「封」することは主權者から與へられた土地が自己の領有たることを表示確認することに外ならず、斯くて其の土地に國を建てること「建」の意味であつた。従つて「封」と元來は同一字であつたと考へられる「邦」が國を意味するものも此の爲である。因に天下全體を領有する者は天と共に地を祭るべきであつて、後世之が天子の特權とされたもの之に依る。

以上が「封建」の始原的意義であるが、斯の如き現象が實際支那に見られたのは殷末から周代まで、否、周代でも中葉以後は餘程宗教的意味が薄れてゐるのである。従つて嚴密に封建といふことになれば、西洋の Feudal System, Lehnswesen 日本武家時代の制度とも異なり、支那獨特の現象に外ならぬが、日本の武家制度が「封建制度」と呼ばれ西洋の Feudal System, Lehnswesen に封建制度の邦譯が當てられた如く普通に「封建」といふ時は少くとも之等三者に共通若くは近似の要素を含んだ概念とせねばならぬであらう。

今便宜上、經濟學辭典(岩波版)の封建制度の項、西洋封建制度の意義(柚木重三)を見るに「封建制度とは君臣主従の身分的關係が封土なる物的關係を紐帶として結ばるゝ中世特有の政治形態である」とあり、日本の封建制度を本庄博士の日本經濟史概説に見るに「封建なる語は郡縣に對するものである。中略上に形式上の主權者あり、全國各地に諸侯があつて之に臣従するも諸侯は各自一定の土地を占領し、例外的場合を除くの外その封土人民を世々統治し、その領域内に於ける人民は臣下として諸侯に服従してその生業を營むでゐる。而して諸侯の下には更に家臣が一定の土地を受けて其封土人民を治むること諸侯の場合と同様である。かくの如く封建制度は上下相貫の主従關係と封土關係とを以て組織する所のものであつて、この人的關係と土地關係とは封建制度に離る可

らざる要素を爲すものである」となつて居り、斯る封建制度の意義は實は我々が從來普通に理解してゐた所に外ならぬのである。本庄博士が封建を以て郡縣に對する語とされるのは素より之を政治現象と解されるからであり従つて封建なる言葉の有つ根本的概念としては少くとも君臣主従の人的關係と封土なる物的關係を二大要素とする政治現象と爲すことが出来るやうである。

此の特殊的政治現象に伴ふ經濟現象が封建若くは封建的經濟現象、社會現象が封建若くは封建的社會現象であつて、總じて斯かる社會を封建若くは封建的社會と呼ぶことが出来るであらう。尤も封建的社會論者の言ふ封建「的」の意味は類似若くは近似封建的の意味のやうであるが、何れにしてもその内容は原義の封建なる現象より導かるべきであると言ふ迄もない。

二 封建的社會の特徴

元來封建制度は全く地方割據的民族部落若くは之に類似する莊園的形態が漸次に中央集權的社會たらんとする過渡期に起つた政治形態であつて、部族の酋長や獨立的武裝莊園の領主がその武力によつて頗る強大を致し、他の酋長・領主を壓して最有力になつたが、尙ほ全國を統一支配する程の實力を有しないときに起つたのである。それで形式上は上に主權者があり——西洋では King, König——日本では征夷大將軍、支那の殷代で元后、周代で天子或は王等——實質的には各地方に領主——西洋で Herr——日本で守護・地頭・大名、支那の殷代で群后、周代で諸侯等——があり、緩慢なる統制の下に地方割據的狀態を呈せざるを得ないのである。主權者と領主との關係は名目は君臣であり、領主は主權者より封ぜられたものであるが、その統制力は漸く會盟、參觀を爲さしむ

る程度に過ぎなかつた。最も中央集權的であつた徳川封建さえ、直接家康が封じた各藩の領主は所謂譜代大名だけであつて、外様大名の存在は結局その從來からの所領に安堵するを認めざるを得なかつた結果である。それで領地こそ多いが主權者も政治的には亦一個の大領主で、自己直轄の土地を有した。周の王畿、徳川の天領など即ちこれである。領地は西洋では Fief, Lehen、日本では所領・知行地、支那では封地・采邑など言はれ、これも形式的には一應主權者の領有として領主に分與したものであり、實質的に分與されたる土地はその人民と共に完全に領主の領有するところで、主權者の支配力は殆んど此の内部に及ばぬのである。

そこで君臣主従の人的關係といふことであるが、先づ主權者と領主との關係に就いて成る程主權者の領主統制力は薄弱なものであつたが、兎に角、形式上は領主を封じた主權者であり、武力に於ても遙かに他の領主を凌ぐ最高の實力者であつた。そこで兩者の關係は自ら君臣主従の關係たらざるを得ず、徳川時代の如きは諸大名が將軍に對して服従と忠勤を誓ひ、將軍よりは武家諸法度を遵奉すべきことを命じたのである。これ上級の第一次的君臣主従關係であるが、重要なるは寧ろ各領主の領内に於て領主と家臣、家臣と更にその従者との間に結ばれた第二次的第三次的君臣主従の關係である。斯かる下級の君臣主従關係が出来たのは主權者の支配力が領主の領内土地人民に及ばなかつた當然の結果である。

領主にはその領地の大小等により諸種の階級があつた、即ち西洋では Duke (Herzog), Marquis (Markgraf), Count (Graf), Viscount (Vizgraf) 其の他 Baron, Seigneur, Freiherr 等、徳川時代では大名・小名、周代では公・侯・伯・子・男(公伯侯甸男との説がある) 等、Duke (Herzog) より Viscount (Vizgraf) が大領主、Baron 以下が

小領主、大名は知行高十萬石以上、小名は十萬石以下、公侯は傳説的には方百里、伯は方七十里、子男は方五十里とされた。尙ほ大領主としての主權者が徳川將軍に於て八百萬石、周王に於て方千里とされたことは他の領主との比較を示す一例である。主權者をも含めた之等領主はその大小高下に拘らず何れも亦自己に臣従する家臣を有した。即ち西洋の Knight (Ritter)、徳川の上輩・徒士・足輕、周代の卿・大夫・士等之で、支那では周王に直屬する臣下も卿・大夫・士と稱したが、徳川では幕府直屬の上輩は特に之を旗本・徒士・足輕は御家人と稱した。これが第二次的君臣主従關係であつて、臣従たるものはその主君に對し絶對的な服從忠勤の義務があつた。

西洋に於ては Knight (Ritter) が主君と結ぶ主従關係は忠誠の誓 (Homage, Treue) を以て行はれた。而して之等家臣の上級なる者は更に自己に従ふ従者を有ち、その間に第三次の主従關係を作つた。即ち Knight (Ritter) に於ける Squire (Edelknecht)、上輩に對する足輕・中間、卿大夫に對する士等之で、之等の間に亦密接なる主従の關係が結ばれたことは言ふまでもないであらう。之等の第二次的第三次の主従關係に於ける従者は直接自己の所屬する主君に對しては直接の臣下であつたが、主權者に對しては陪臣又は陪臣の臣で、素より直接の服屬關係は無かつた。要するに上下を貫く階級的服從關係、之が君臣主従の人的關係の意味なのである。

封土なる物的關係とは既述の如く全國の土地は一應主權者の所有として之が更に封土の形態を以て各領主に附與せられたものである。之が第一次の封土關係であつて、かの第一次的君臣主従關係に對比するものであり、謂はば領主の主權者に對する人的服從の代償として與へられた物的基礎である。領主は此の封土即ち領地を以て更に自己に臣従する者に與へる。これが第二次的封土關係であつて、亦かの第二次的人的關係に對する物的關係で

あること言ふまでもないであらう。家臣は亦之を下級の自己従者に與へる。之が第三次的封土關係であり、第三次的人的關係に對する。従つて封土は之を與へる者と受ける者との人的關係即ち臣下の主君に對する忠誠服從の義務と關聯したものであり、若し臣下が此の義務を満さないとときには取上げられるものであつた。換言すれば受封者は之を使用收益及び相續することも出來たが、結局完全なる處分權を有しない一種特別の借地關係に在る土地、之が封土の性質であつて、斯かる土地占有の形式が上下幾層かの階段を爲し、殆んど全國を蔽ふてゐたのである。但、徳川時代では上輩以上は知行即ち封土を有したが、それ以下は切米即ち特定額の廩米コウ又は扶持米の何人分かを給與する俸祿になつた。即ち大多數を占むる下級の武士が俸給生活者化したことは封土なる土地を通じて行はるゝ封建機構の變質を物語るのであり、純粹なる封建の概念と大分離れるものであつた。これが封土の物的關係なる意味である。

以上人的及び物的關係を二大要素とした政治形態乃至は制度に伴つて政治上にも經濟上・社會上にも特殊なる現象があつた。例へば政治的には官吏と軍人の身分が同一であつて、且之を特殊の身分階級が獨占世襲し土地に定着してゐた。又、一般人は政治上人格の自由が認められず、所有權が確立してゐなかつた。即ち農民は他人の封地を耕す隸農の地位に在り、その納むる租税は一種の小作料であつて、此の外諸種の勞役貢獻を命ぜられることがあり、且その小作も農民の自由意思による契約によつたものではなかつた。

經濟的には地方割據的封建政治に於ては經濟の單位も自ら地方的にならざるを得ず、所謂領地經濟乃至は領主の居城を中心として出來た城下町を中心とする都市經濟であつて、農業が主たる産業であり、工業は家内の手工

業、商業も比較的小規模であり、商工業何れも獨占的ギルド組織を作つた。素より貨物の商品化低度であり、之が交易は多く特定の市に於てなさねばならなかつた。従つて商工業による資本の集積多からず、貨幣の流通も少なかつた。

社會的には士農工商の別が嚴重であり、士は武士であつて腰に刀を帶び尙武の風があつた。又、上層に於ける主従服従の關係は一般人の間にも移り、商人仲間に於ける主人と召使、二人仲間に於ける親方と徒弟の間にも存した。又一般に義理が重んぜられて復讐が美德とされ、社會の尊崇が富に朝宗するより寧ろ身分に向けられてゐた。

其他數へ上げれば尙ほ幾多の特徴を擧げることが出来るが、これ等を要約して少くとも基本的封建社會は

- (一) 地方割據的政治（主權の分割）、
- (二) 封土制（土地保有形態）、
- (三) 身分階級（武士の存在）、
- (四) 領地經濟（經濟單位の狹域）、
- (五) 制限的自由（人格、所有、交易、思想）、
- (六) 封建的風尙（尙武、服従、復讐）等の諸點に特徴があつたと稱して良いだらう。

本 論

前項に列舉した封建的社會の特徴に照しつゝ之を支那社會と對比して見る。

一 地方割據的政治

支那で地方割據的封建に對する中央集權的郡縣政治が敷かれたのは早く秦代のこととされる。尤も秦代は極く

短期であり、次の漢代が郡國制度即ち郡縣封建併用の制を採つた如く秦漢は實際には半封建であつたが、兎に角郡縣といふことは早くから言はれて居り、このことは官吏登用試験たる科擧が亦早く唐代の初めから行はれたことと併せ考ふべきである。尤も唐代の科擧は大體に貴族仲間のみの試験で、自由なる人材の登用ではなかつたが兎に角試験によつて官吏を任命したのである。これが後に述ぶる如く唐末に支那の身分階級的貴族が消滅した爲宋代からの科擧は全くの平民有能者拔擢となつた。平民から拔擢された者は身分的貴族官吏と異なり、如何に大官になつても天子との地位は元來隔絶したものであつた。茲に宋代以來の君主專制が形成される原因があつたのであるが、斯かる崇高なる獨裁天子によつて拔擢任命さるゝ地方官が天子の羈束を離れて勝手に振舞へる筈がなく、之を史實に徴しても一朝天子の寵を失つた大官は忽ちその職を免ぜられ死刑に處せらるゝ者も多かつた。清朝では總督巡撫の如く一省若くは二省を管轄する地方大官は素より、それ以下の地方官廳でも中央官廳に隸屬して居るのではなくて天子に直隸して居り、重要政務に就ては一々奏上してその勅裁を仰がねばならなかつた。その地方在任の期間も官吏候補者が多かつた爲、一般に頗る短期であつたのみならず、總督巡撫でも辭令一本で自由に変送され、又免職されたこと寧ろ驚くべき程であつた。明末清初の大學者顧炎武は支那の官吏が斯かる浮草稼業になつたのは早く隋代の郷官廢止に發してゐると言つてゐる。郷官とはその土地の者を以てその土地に任じた官吏の謂で、之が制度化したのが本省或は本籍回避である。即ち支那の官吏は自己郷里の省若くは縣に於て任官出来ない制度である。これ等現象は官吏たる領主、家臣が自己の土地に定着する封建的要素とは全く相容れない様相である。

尤も浮草稼業の短い期間でも在任の間はその地方を私する傾向のあることは考へられ、これを裏附けるものとして租税の請負的制度、官吏の致富などが擧げられるであらう。しかし之等は後に述べる支那人の非服從的な點及び特殊の家族制度等と關聯して考ふべきものであつて、支那人は封建的特徴の上下服從的とは反對に極めて非服從的な性格があり、租税の納附なども容易に肯んぜぬのである。それで取立の寛嚴は中央の財政に頗る大きな影響があり、之が安完を欲せんには勢ひ地方の民力に視て豫め一定額を割當る制度を採らざるを得ないのである。所得税が容易に課せられないのも此の爲であつて、田賦以外は通過税若くは特許税を課したこと亦之に因る。茶商・鹽商等に豫め特許税を納めさせたのは之等に對しても請負を許したもので、強ち官吏のみに限つた譯ではないのである。官吏の致富は升官發財の語ある如く殆んど支那官界に於ける普遍的現象であつたが、これも非服從的人民なるが故に非支配的であり、人民側から言へば政治に對する無關心と關係があつた。更に特殊なる家族制度も考慮せねばならぬであらう。

二 封 土 制

支那の土地が全く封土であつたのは秦以前のことであり、漢代でも名目上は大半が郡縣であつた。南北朝から唐代には多數の身分的貴族「士」なるものが存在し、各地方を私したのは一種の封土的形態と考へられるが、それでも唐代の如きは中央集権力相當に大で、國有地が天下の大半を占め大貴族と雖もその所有地、徳川時代の小名に比して猶ほ足らぬものであつた。此の事は班田法に於ける官吏の土地分給規定よりも想像し得る所である。大半が國有地であつた爲、人民の之を使用収益する保有形態が不平等になれば再分配たる班田法が施行せられた

が、尙ほ一部分は處分權が認められてゐた。唐末には此の班田法も崩壊して私有の大勢が成り、宋代に至つては全く私有權が確立したのである。有名な王安石の新法中、青苗法なるがあり一種の低利資金法であるが、斯かる制度が出来るのも人民の完全なる土地私有を認めての上のことに外ならぬ。思想や學說としても宋代以來國有的土地制を復活すべしと論ずる者なく、寧ろ反對に古代の井田法の如きは人口稀少なる上古にして纔めて行はれたもので、人口衆多の今日行はるべきに非ずとする論が壓倒的であつた。清朝の初め特殊の理由から極く一部の地方で井田法復活を試したが直ぐ壞れた。宋代以來全國の土地は一部の官有地、皇室・皇族の皇莊、學田、寺廟田等の公田などを除くその他凡ての土地は所謂民田であつて、一般人の所有に屬し、使用收益のみならず完全自由に之を處分することが出来た。唐代までの税法が租庸調であつたのが唐末から兩税法に變つたのも斯かる土地保有形態の變化からである。兩税法の精神は租庸調の均一的課税に對し今日の先進諸國に於けると同じく財産の多寡によつて税額を異にするものであり、且名稱も租即ち小作料の意味から獨立の税に變つたことは亦納附者の身分の變化を語るものであつた。

國有地平等分配の形式たる班田法から私有制への變化は、貴族の消滅にも拘らず一面有力者による土地兼併の事實を將來したことは確かであり、唐末以來、相當多額の土地を有つた莊園所有者が現れたが、これ等も西洋の Grundherren 日本を三百有餘人で占有した大名大地主などと比べては比較にならぬものであり、此の意味に於ける大地主は現在に素より早くから支那には存在しなかつたのである。而も之等によつて占めらるゝ土地は全體の一部分に過ぎず、これも支那に於ける特殊の家族制度やその均分的相續制によつて間もなく分割されるのが常で

あつた。又、宋代以後に於ける人口増加や集約的農業耕作から言つても、土地は細分され易いのであつて、一般的に觀れば支那の土地は寧ろ多く平等的に分配されてゐる方で零細ながら自作農の多い、そして地主と小作の比較的少ない社會でさへあつたといふことが出来る。従つて封土制を單に大土地所有の意味に解しても封建的とは言へないのである。

三 身分階級

支那で生得的な身分階級士が存在したのは唐宋まで、それ以後、支那の社會には身分によつて當然に官吏とか軍人の地位を獲得する貴族は存在せぬのである。尤も宋代以後でも士農工商又は士農工商僧道など言はれて「士」なるものが存在し、確かに社會の上流階層と考へられたが、之は普通に亦「讀書人」とも言はれた如く讀書によつて其の地位を獲た官吏・學者及び文人・學生等、農工商僧道以外の知識人に對する總稱であつて、社會階級といふより寧ろ單に官界・學界の人といふ意味に過ぎぬ。特に「士」てふ固定した身分階級があつた譯でなく、何人と雖も讀書學道に志しさへすれば士たり得たのである。尤も讀書學道に志すとは少くとも科擧の最低試験たる縣試を受けて縣學に入學する生員の資格、俗に秀才の資格を得る程度でなければならなかつたが、縣試に應ずる者を童生と言つた如く之は比較的低下の試験であり、富人の子弟のみならず貧窮農工商の子弟でも憐れ、努力さへすれば左程通過に困難なものではなかつた。そして士たる官吏の子弟でも經商に走る等讀書に志さなければ最早士ではなかつたのである。

士の中の官吏——嚴密には官であつて吏とは支那に於て官廳の雜役に服する小使の意——は官職に伴ふ俸祿を

受け社會の尊崇を踵めるものであつたが、これは秀才が上級の科擧・郷試を受けて擧人となり、擧人が更に上級の貢試・殿試に登第し進士となつて纏めて與へられる地位であり、その士たる身分に對して當然に與へられる地位ではないのである。官吏たらざる他の一般大多數の讀書人は次期の上級科擧に應ずる爲、或は府縣學に止つて勉學を續けるとか或は郷里に在つて村鎮の子弟に念書を教へ手紙の代筆を爲す等のことに従つた。府縣學に在る童生の優秀な者には國家が學費を支給し、清代では在學三十年、年齢七十まで在學出來たが素より清貧の生活に甘んぜなければならず、郷里に塾を開いた者も年長の者は村夫子、先生の尊稱を受けたに拘らず僅かの束脩や季節毎に村人の齎らす米・鹽・野菜によつてその貧弱な生計を立てなければならなかつたのである。大官の子弟には恩蔭として國家に對する父祖の勳功により官職が授けられることがあつたが極く微官に過ぎず、且特例であつて普通には大官の子弟と雖も再び父祖が踏み來つた如き荆棘の道を自己の實力によつて登第せねば素より官吏になれなかつた。そして之を史實に徴するに大官たり得た者は富裕上流の者に限らず貧窮な農工の子弟に出身した者も頗る多いのである。

周代諸侯に爵した公侯伯子男の如き榮爵の名稱も近世支那にはあつたが、素より一代限りのものであつたのみならず、實際にも大して重んじられなかつた。重んじられたのは寧ろ官職自身であつた。何れにしても封建社會に於ける特權身分階級が封鎖的世襲的にして官吏たる地位及び軍人たる身分を同時に獨占してゐた現象とは頗る異なる。

尙ほ封建社會が社會の秩序治安を維持する根源は武力であり、夫故にこそ武力の把持者が身分階級として官吏

の地位を獨占したと共に同時に軍人でもあつたのである。否、西洋の Knight (Riter) 日本の武士の名稱に見らるゝ如く本來軍人たることが先行してゐたのであつて、此の點支那の官吏が讀書人即ち「文士」であつたに對し全くの「武士」であつた。支配階級が文士であつたことは社會秩序の維持される根源が少くとも一般の「文」に對する尊崇乃至信仰に在つたことで「武」を基礎とする封建社會とは全く異つたものであり、社會の風尚等に於ても兩者全く趣を異にしてゐた。そして茲に文士社會では別に武力を専門とする軍隊の組織を見たのである。

清朝が滿洲族なる外族を以て支那を支配し、且その數が少なかつた爲、滿洲族の丁年男子悉くを以て旗籍に編し、之に軍人たる身分を與へたのみならず、官吏たるにも一般漢人に比して寛大であり、特に滿缺なるものを設けたのは滿洲族が一種の特權的階級であり、且これが軍人であつたと考へられぬことはない。しかし斯かる種族的一部の身分階級の存在は支那社會の性質を多少歪めたにしろ未だ以て本態を變化せしむる程のものでは決してなかつた。即ち官吏たる地位は漢人にも廣く解放されて居るのみならず、滿人にして官吏たるにも最初は勳功若くは獨特の登用によつたが、間もなく漢人と共に科擧を受けることとなり、只、考査が寛大であつたに過ぎない。軍人の地位も滿洲八旗の外、蒙古八旗・漢軍八旗及び多數の漢人による綠營の兵があり、且後に述べる如く「文」的社會に於ては「武」は尊崇と反對に寧ろ極度に賤しめられたものであつて、凡そ特權的といふ概念とは相容れないものであつた。

四 領 地 經 濟

支那は元來、自然環境上大體は平坦な地勢を有つて居り、交通性の大なるところである。従つて廣大な地域が

一つの政治的・經濟的單位を爲し易い狀況にあつたと言ふことが出來、秦・漢の古代的統一國家が早く出現したのもこれが一大原因であつたと考へられる。このことは戰國時代まで地方割據の諸侯がその境內を防禦する爲、隣國との間に夫々人爲的長城を築いたことに徴しても窺ふことが出来る。西洋や日本では封建時代に諸侯の居城を中心としてその周圍に人民が居住する所謂城下町を出現したが、支那では初めから諸侯と共にその人民をも收容する城墻都市であつたこと亦之が一因と考へられる。そして諸國を統一した秦は中原と北方蒙古平原とを區切る爲、更に萬里の長城を築かねばならなかつた。而して此の大領域内の各地方には夫々自然上恵まれた特産物があり、交通が便利だから比較的自由に各地方に運ばれ易く、一地方が各種の産業を起して自給的經濟を營まんとしても自然的に恵まれ、特産物には抵抗し難いのである。これ山國で交通の不便だつた日本が徳川時代各藩夫々に各種の産業獎勵を行つて自給的領地經濟を營み得たのとは頗る趣を異にしてゐる。

斯くて秦漢以後尨大なる全地域が漸次一個の經濟單位を爲すやうになり、各地方夫々に互にその特産物を交易することにより全き經濟生活が營まれるやうになつて來た。南北朝から唐代は此の情況が稍逆轉した形であつたが、宋代以來は全くの國民經濟で各地の特産物が遍く全國に行き亘るやうになつた。即ち絹織物と言へば蘇州・杭州・南京等揚子江下流江南地方、麻は四川、燒物と言へば景德鎮・磁州、茶は福州・祁門・龍井、紙は四川・浙江、藥材は四川・山西、筆墨は徽州・歙州・湖州、水煙は蘭州、火腿は金華、酒は汾陽・紹興といふ風に此の廣大な地域に夫々の特産地が定まり、全國各都市には一様に之等地方から來る特産物が集つたのである。今日、北支那の都市たると南支那の都市たると論なく殆んど如何なる僻陬の都市にも支那各地の商品が集まり、舊い看

板に記された之等商品の來源を見るに全國何れもその軌を一にしてゐるのであるが、斯の如きことは少くとも既に宋代から起つた現象に外ならぬのである。近世支那が政治的に南北とか或は數個の獨立的區劃に分れ難かつたのは此の經濟的相互依存性が一大原因であり、此の事は現代支那と雖も餘り變りはない。

斯の如き國民經濟に於ては商工業の發達、生産物の商品化、金屬貨幣の多量流通、資本の集積といふ一連の經濟現象が見られるのであるが、商工業の發達に就ては唐代までの交易制度即ち「市」なる一定の場所に於て一定の時期に而も官吏の管理下にのみ許された制限的市場制度が崩壞したのは宋代からであつて、水陸の交通路が整備され、郵便・埠頭の設備が出来、倉庫兼商人宿たる客棧が多數發生して來たのも宋代以來である。従つて商業は餘程發達し、他郷の都會に店舗を有つ客商の數も頗る多く、之等は明末清初から各地に於て會館なる同郷團體組合俱樂部を作つた。工業的生産品の多種多量なことも寧ろ驚くべく、筆・墨・紙・硯・織物・陶磁器・玉器・銀器其他日常の殆んど凡ゆる商品が多量に造られた。織物の一種たる緞子は俗に反子とも書かれ、之より日本の反物の語が出來たのであるが、斯かる貴重な織物が反を以て數へられたことも多量生産の一證である。商工業の發達に従つて生産物の商品化高度といふことは當然であり、既述の凡ゆる都市に各種の商品が見られたのは此の爲である。但、今日と雖も人口の八割が農民であり、且その多くが直接的食糧の生産に従事する小農的社會であるから全體として如何程の商品化に在つたかは不明であるが、現代支那人が農民的自足性格と共に頗る商人的交易的性格を有つと言はるゝ如く近世の支那人も同様であり、少くとも封建社會の地方自足的消費の現象とは餘程距りあるものであつた。金屬貨幣の鑄造も宋代以來頗る多く之等が支那のみならず、日本・南洋方面にまで

多量に流通したことは有名である。銀貨も出来て来た。そして従来單に重量の單位に過ぎなかつた兩が宋代以後價値の單位となつて来たのも流通の多量と關係がある。資本の集積乃至富の蓄積に就ては既述の如く大官僚による富の蓄積の外、一般商工階級に於ても富を蓄積する者決して尠くはなかつた。宋代は商業の公營が多かつた爲大富豪は出なかつたが明清時代では茶商・鹽商・絲商其他に相當の富豪があり、清代廣東に於ける外國貿易特許商たる公行・金融を司つた山西の票號等も有名である。但、支那に於ては特殊の家族制度や貴族的生活から來る負擔の巨大と相續法の分頭均分制なること等により一旦集積した富も分散し易く、實際に長く蓄積を續けた者は殆んど絶無であつた。之は分散速度の高度といふこととであり、資本集積の低度といふこととは異なる。

五 制限的自由

支那に於ける一般人民は唐代までは良民の名を以て呼ばれつゝ實は既述の如く國有的土地を耕作する國家の隸屬若くは小作人であつて、人格の自由獨立など認められる筈が無かつた。従つて國家に納むるものも小作料たる租の外、庸即ち力役と調があつた。商工業者も諸種の身分的束縛制限を受け、素より人格の自由を有たなかつた譯であるが、既述の如く宋代以來土地の私有權が確立し、市場制の崩壊と共に交易の自由が確立して来たことは之等一般人民の人格自由が認められて来たことに外ならなかつた。労働の自由も認められ、唐代の庸即ち力役は如何なる者と雖も一定期間國家の爲、無償に労働すべき規定であつたが宋代王安石の新法以來雇役法になつた。これは労働を欲せぬ者は一定の免役錢を出して之を免がれることが出来、その代り勞役に服する者には一定の錢銀を支拂ふ方法であつて、謂はゞ免役の名目の下に租税が少し増したが労働は自由且、有償といふ原則が確立し

たのである。明清時代でも徭役などの名稱はあるが、素より租税名目の一種に過ぎない。

生命に對する保障も支那では死刑の判決を爲すこと頗る嚴密に取扱はれ、大官と雖も之を地方的に處分することとは出來ず、必ず中央に送つてその再審議を経なくてはならなかつた。清末張之洞が山西に巡撫たる時「就地正法」の奏請を爲してゐるが、其の主旨は國家が死罪を取扱ふこと慎重に過ぐる故、却つて悪人を増すのであり宜しく現地の大官に處刑權を任すべしといふのであつた。封建社會の武士の町人斬捨御免的思想とは餘程異つてゐる。尤も惡逆な土匪など衆人環視の中で處刑することはあつたが、之は土匪の討伐てふ特別の場合か又は中央の許可を経た就地正法のものであつた。

此の外、近世支那社會に於ける支那人一般の自由さに就ては寧ろ驚くべきものがある。國家の賦税負擔を肯んぜず、兵役の義務に服せず、命令を無視し、法律を具文にして賭博に耽り鴉片を吸飲する等凡そ對國家的束縛から逃れて自己の欲する儘、奔走に振舞つてゐるのである。支那の租税が一部論者の苛斂誅求説にも拘らず、實際に安いのも此の非服從的非支配的な爲である。彼等が束縛を感じたのは殆んど彼等が所屬する血縁的若くは地縁的團體の規定・禮法に對してのみであつて、その他の束縛からは全く解放されてゐた。斯かる自由は素より近世の先進諸國に於ける自由の概念と異なり、實は寧ろ不埒放縱とも名づくべきものであるが、それにしても斯かる不埒放縱は少くとも人格の否定とか自由の制限といふことは全く對蹠的なものと言はなければならぬ。

思想上に於ける自由といふことも近世から起つて來た。漢唐の學問は所謂古典に對する訓詁註疏の學問であり註とは經書の本文に註釋すること、疏とは註に更に細かく解釋を加へるものである。而して唐代に於ても「疏不

破註」即ち疏を加へるとき漢魏に出来た註の意義を逸脱してはならぬといふことが原則であつたのである。これが唐末から註疏を疑ふ風が起り、宋代に至つては學者皆自己の見解を以て自由に經書を解することになつた。これが所謂宋學である。清代の考證學は更にその方法に於て西洋近代の科學的方法に似たものがあつた。

六 封建的風尚

封建社會が「武」を基礎とするに少くも宋代以來の支那が「文」を基礎とする社會であつたことは既述したところである。「武」の社會では武士が中心であり、刀槍馬匹を具へて武を練り、一朝有事の時に備へたのみならず、平常でも一刀を腰に挟んで尙武の風を忘れぬことが常であつた。そして斯かる上流の風尚に應じ多くの名刀が作られた。

支那に於て支配階級が腰に劍を帯びたのは漢代までであり、漢末からは只朝儀の際之を佩くに過ぎなかつた。劍を左腰に佩くと共に戰國時代までは右腰に璧を帯びるのが普通であり、漢代では璧の代りに印と綬を帯びた。晉代からは朝儀に際しても木劍を用ひ、茲に劍が全くの裝飾品になつてゐる。従つて支那の支配階級が平生劍を帯びないやうになつて約千八百年の長年月を閲してゐる譯であり、舊に宋代以後のことではないのである。漢代以前までは尙ほ名劍の製作が傳へられるが漢代以後は全く之が無かつた。これは近世まで多くの名刀を製作した日本社會など、極端な對蹠を爲すものである。

その代り支那に於ては筆・墨・紙・硯・文房具・陶磁器・漆器・玉器・織物・家具等文雅な方面に於ける製品多く、而も頗る精巧を極めたものであつた。今次事變に於て江南一帯が最も激戦の巷となつた爲、幾多舊家に藏

せられた所藏品が世上に流れ出で、その量は誠に驚くべき程であつたが、之等多量の名墨・名硯・書畫・玉器・磁器類等に對し實に未だ一振の名刀をも見ないのである。

文的社會は管に劍を愛せず武を尙ばぬのみか却つて之を賤しみ、専門の軍人たる者は社會の最下等なる人間とさえされた。斯かる賤武思想を端的に表現したのが「好鐵不打釘、好人不當兵」「人到了兵了」などの諺である。官吏登用の科擧即ち文學に對し宋代以來、軍隊登用の武擧なるものがあるが文學の盛大なるに對し普通にはその存在をも知られぬ程で、科目の中に擧重とて重い石を持上げるなどがあり、一斑以て武擧の價值を知るに足るであらう。

封建社會の武士が平生武を鍊つたのに對し、支那の文士は字を書き、繪を畫き、文章を作り、詩賦をものした。實に彼等は何れも社會に於ける第一流の書家であり、畫家であり、詩人であり且、學者であつた。支那に於ける擧問は主として官吏によつて把持され、殆んど無數とも言ふべき書籍の刊行も多く彼等によつて編述せられたものである。清代など大官で自己の文詩集を著はさぬ者は稀な程である。これも封建的武士の教養とは餘程異なるものと言はねばならぬ。

封建社會に於ては又、服従が美德とされた。武士主従の間に於てのみならず、一般社會の主人召使、親方徒弟の間及び武士と一般との間に於ても此の風があつた。それは單に表面的形式的なものでなくて、主の爲には生命を捨てる底の内面的人格的な服従であつた。斯かる關係は打算を超越した無條件的服従であり、人情としては美しいものがあつたが、その無條件的服従である限り自由なる人格關係としては一面亦不合理性をも有つてゐ

た。即ち服従する側が不利なる立場に立ち易いのであつて、酷薄なる主人の場合には特に然りであつた。然るに支那人の非服従的非支配的にして不埒放縱なる點に就ては既述した所である。尤も支那でも古來服従が美德とされ實際にも服従的な點はあつたが、それは多く自己の血縁的若くは地縁的特殊團體内のことであつて、對外的には全くの自由人であつた。表面的に唯々諾々、頗る服従的觀を呈しても面從腹背、兩面跪隨の語ある如く内面的に容易に服従する性格ではなかつた。支那社會が合理的な give and take の社會であることは少しく支那を觀察した程の人の誰しも言ふ所であり、之を其の儘採用されぬとしても斯かる傾向は無條件的服従と反對に自由なる人格關係を基としたものであることと言ふ迄もない。道德的方面に於ても「禮尚^レ往來^ニ」といふことがあり、之は日本に於て普通に理解されてゐる意味と異なり、禮物を一往すれば必ず一來せねばならぬといふのが支那人の理解である。従つて招待を受けたら、此方も亦必ず返さねばならず、返禮を行はねば相手の依頼其の他に應諾の義務を生ずるて give and take となるのである。今日、支那農村の小作關係が文書による契約によつて設定されてゐること比較的多きを見るのも對等の人格關係からといふことであつて、若し契約の内容が小作に苛酷なりとしても、それは人に衆多、土地稀少てふ如き他の條件に決定されたものに外ならぬのである。

封建社會は身分社會であつたから社會の風尙が少くとも財富を中心とはしなかつた。武士の經商が禁ぜられたのは素より、所謂「武士は食はねど高揚子」で、金錢を語るが寧ろ耻辱であつた。然るに支那人が一般に利害打算的であり、社會が富に朝宗してゐることは多くの人によつて言はるゝ所である。これも此の儘凡てを採用し難いとしても支那社會に早くから斯かる傾向あることは確であり、宋代國家專賣の外、政府及び官吏自身が諸種の

經商に従ひ、明清時代文人官僚が口に商人の理財を賤みつゝ實際にはその蓄積した富を土地の外多く經商に投じたこと顯著なる事實である。現在支那の官吏のみならず、學者と稱される者でも經商に關係してゐるもの多きは寧ろ一驚を喫する程で、その商人的な態度は今日の日本に於て見られぬところである。

封建時代には又個人的に君父の仇を報ずるといふ復讐の如きが讚美された。支那でも戰國時代には君父の仇は俱に天を戴かずなど言はれて之が讚美され、漢代でも盛んに復讐が行はれた。唐律には復讐の内濟を處罰する條文があり、矢張り復讐を認めてゐるのであるが、此の頃から屢々復讐の善惡が論ぜられ、實際問題としては事情によつて判決を異にしたが無條件に復讐者が許されることなく、死刑に處せられた場合もあつた。そして大體に宋代からは復讐が禁ぜられ、若し之を犯せば自らも亦處罰せらるゝが原則となつた。

結 言

以上本論各項に一瞥した支那社會の態様より斯かる社會が所謂封建的社會なりとは如何にしても言ひ得ないやうである。そして此の事は實は既に昭和五年一月「支那封建社會考」なる拙文を書いて論じたところであり、偶然にも同年同月橋樸氏が亦「舊支那社會に於ける資本家と地主」なる論文を發表して(滿鐵月誌)全面的に封建社會説を否定されたところである。支那では陶希聖氏等が非封建論者である。然るにも拘らず尙ほ封建的社會論の多く行はるゝ所以は思ふに左の數端に存するやうである。

第一は支那が未だ資本主義的社會になつてゐないといふことであり、生産道具、方法に餘り變化がないといふ

點である。單に資本主義的社會でないから封建的社會なりと爲すのは問題にならぬが、生産道具、方法の無變化といふことに就ては少し攻究を要する。「天工開物」等に見える農具其の他が今日のものと全く同様である如く一般に生産道具の變化少なきことは確かに認められる。灌漑の爲、北支那で多く用ひらるゝ桔槔や南支那で多く用ひられる龍車の名前は早く戰國の頃から見られる程である。しかし之等生産道具の無變化に拘らず土地の所有形態其の他に大變化があつたことは既述したところであり、作物の種類や耕作の方法などにも變化があつた。農耕方法は漢末頃から従前の粗放的なものが集約的となつて來、宋代以後は全く現今の如き狀況を呈するに至つたのである。社會現象としても諸種の變化があつた。従つて生産道具の無變化が必ずしも社會を無變化にして居る譯でなく、事實としては人口の増加其の他が支那社會を變動せしめた點が多い。

第二は支那が未だ法治的社會でなく、人格・所有の自由等が成文法的に保證されてないといふ點である。これは有徳の賢人が政治を爲すてふ支那の政治思想から愚人たる人民の意見を徵する爲に議會を設けたり權利の保證を人民に誓つて憲法を作る等のが無かつた當然の結果であるが、事實としては人格・所有が自由であり、放埒な人民でさへあつたこと既述した所である。徳治政治の根本思想が天聽自民聽で支那社會に於ける輿論の力は案外大なるものであつた。慣習の重んぜられる英國に自由なしと言ふことが出來ぬと成文的ならざるを以て支那に自由なしとは言へぬのである。若し人命などが粗末にせらるゝ場合があつたとしても、それは自由が否認せられてゐる爲ではなくて、人口過剩等別種の條件からである。

第三は支那が尙ほ特殊的家族制度、ギルド的組織等封建的遺物を有つてゐるといふ點である。しかし特殊的家

族制度の意味が若し五世同堂等の共爨的形態と考へられてゐるなら、斯かるものは漢代蔡邕の三世同居が既に義門とされた如く古くから餘り存在せざるところであり、戰國の孟子が今農夫五口之家と言つてゐる如く一家五六人の小家族が普遍的形態であつた。尤も異居異爨の小家族でも血縁間に於ける相互扶助的現象は現在と雖も見られるが、その代り對外的には正反對に利害打算的であり、換言すれば共同社會的家族を單位としつゝ全體社會としては頗る交易的利益社會であるのである。會館・公所其他各種の幫等ギルド的組織の存在も亦略同様に解釋せらるゝであらう。

然らば支那社會は一體如何なる社會であるか。これに就ては從來の特殊社會説をも一應吟味せねばならぬのであるが「農業と家庭手工業との結び付き」てふアジア的生産様式社會説に對しては橋氏と共に單に生産關係に於てのみ見られる斯かる現象は必ずしも東洋獨特のものといふことが出來ず、歐洲に於ても嘗て産業革命前各地方に見られたところである。そして假令經濟現象の考察としても生産關係のみによつて全體社會の形態が判斷されるところを偏狹を指摘するに止める。官僚的前資本主義社會説は橋氏・陶氏等の言ふ所で、内容は卓見と大差ないのであるが、只之に前資本主義なる名稱を與へることは支那が今後必ず所謂資本主義社會に發展することを前提とするもので、一種の公式論的表現たるの謗を免れぬ。

現代支那社會の性質を明にする爲には支那歴史の時代區分といふことが必要である。然るに今日、東洋史を取扱ふ人々の間に於ても此の問題は諸説紛々として一定する所がない。否、此の時代區分が學問的に決定して居れば實は現代支那が封建的なりや否や等の問題を今更論究する必要は無いのである。所で、本論の各項に於て唐宋

から宋初を過渡期とし此の前後に非常なる社會變革があつたことを看取されたであらうが、卑見によれば斯かる變化は漢末を界としても見られるのである。そこで私は殷末周初から漢末までを一段として古代、魏晉南北朝から唐末までを中世、宋代以後清末に至るまでを近世又は近代とし、古代と中世との間に漢末から三國時代を経て魏晉の初に至る百數十年間の過渡期、中世と近世との間にも唐末から五代を経て宋初に至る亦百數十年の過渡期を置く時代區分を立て、居るのである。そして殷末前が傳說的原始時代、清末の南京條約締結の頃から現在に至る約百年間は近世から次の時代への過渡期を爲して居るものであり、此の過渡期は今後も尙ほ相當繼續するものと觀てゐる。此の過渡期を経て次に來るのが歴史的に所謂現代なのである（拙文、支那史の時代區分）（支那研究十八卷二號）。それで嚴密には支那には未だ現代は無いのであつて、その性格決定も尙ほ未來のことに屬する。従つて表題に言ふ現代支那の意味も單に現在若くは現在に近い時期の意味に外ならぬが、之が過渡期たる限り進歩的要素と共に往々前代にも見られなかつた退歩的現象の現はることあり、之等によつてその發達階段的地位を擱まんとすることは不都合を生ずる場合がある。本論が現代支那を論ぜんとして實は主として近世支那を對象としたのも此の爲であり、橋氏等の言ふ官僚的前資本主義社會といふも此の近世を含めた現代に對する名稱に外ならぬ。

私は上記の時代區分に於ける各時代の特徴として政治的に古代を封建政治、中世を名族政治、近世を（君主專制的）官僚政治としてゐる。封建政治は更に戰國時代迄の分權的封建政治と秦漢の集權的封建政治とに分けてゐるが、之は皆も日本の武家時代が豐織以前の分權的封建と徳川の集權的封建とに分けられるに對比する。名族政治も隋以前の分權的名族政治と隋唐の集權的名族政治とに分けるが、封建政治と名族政治との相違を前者政權保

持の基礎が武力であるに後者のそれは家柄に根柢する點に置いてゐる（君主專制的）。官僚政治も明清の完成されたる官僚政治とそれ以前の未完成なる官僚政治とに區別しても良いであらう。官僚が封建の武士に對して全くの文士であり、名族の封鎖的身分に對して自己の才能による開放的身分なることは既に述べた。經濟的にも夫々特殊の名稱を考へて居るのであるが、結局上記の政治形態に伴ふ封建的經濟・名族的經濟及び官僚的經濟とするところが便利であり、總じて斯かる社會を夫々封建的社會・名族的社會及び官僚的社會としてゐる。勿論、經濟形態を中心として考へることも一向差支へないことであるが、經濟現象は隨分多岐に亘つて居り、從來も生産形態、生産方法、生産要素、分配形態、生産消費關係等による考察があつた。これ等一方面からの考察を以て附せられた名稱が果して全體社會の性質を表現するに適切であるかは尙ほ考究を要するところであらう。生産道具説が必ずしも支那に當倣らぬことは既述した如くである。

従つて現代支那は斯かる官僚的社會が崩壞して新しい社會を形成せんとする所謂過渡期的社會であつて、官僚的社會の意味、内容に就ては本論各項の説明に自ら大體の素描を終へた心算である。而して新しい社會に於ける政治形態が立憲的共和政治であり、經濟に於て近代的な機械生産方法が採用されるべきことは過渡期に於ける史潮によつて大凡、見當づけられる所であるから現代社會の性質も亦、これと併せ理解して差支へないであらう。但、近代的機械を採用した社會が所謂資本主義的社會であるか否かは頗る疑問である。